

各医療保険制度による医療給付の概要

区分			法定給付				附加給付
			保険者が直接医療機関へ支払う部分			高額療養費	
			6 歳未満 (※1)	70 歳未満	70 歳以上		
被用者保険 (職域保険)	共済組合	地方公務員等共済組合 (含公立学校共済組合)	8 割	7 割	8 割 (※2)	「医療費が高額 なとき」 ページ を参照ください	「病院などにかかったとき」 ページを参照ください
		国家公務員共済組					制度の有無、給付額等各保険 で異なる
		日本私立学校振興・共済事業団					
	健康保険	組合管掌健康保険					制度なし
		全国健康保険協会健康保険					
	船員保険						
地域保健	国民健康保険						
後期高齢者医療制度（75 歳以上）			9 割（※2）				
参考	公立学校任意継続組合員制度		8 割	7 割	8 割 (※2)		「病院などにかかったとき」 ページを参照ください (現職に同じ)

※1：6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで

※2：現役並み所得者 7 割